

訪問介護サービス

重要事項説明書

1 訪問介護サービスの目的

要介護状態にあるお客様に対し、介護保険法で定める訪問介護サービスを提供し、お客様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援します。

2 会社概要

- 法人名 ・ 有限会社 介護センターころ
- 法人所在地 ・ 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲 846 番地-4
- 代表番号 ・ 092-957-4377
- 代表者氏名 ・ 原 光雄
- 設立 ・ 平成16年3月1日
- 資本金 ・ 310万円

3 訪問介護サービスを提供する事業所の概要

事業所名	介護センターころ
所在地	〒811-2413 糟屋郡篠栗町大字尾仲 846-1 マンションA棟 202
電話番号	092-931-5567
FAX 番号	092-931-5568
介護保険指定番号	4073900146
実施サービス	訪問介護・訪問型サービス（独自） 訪問型サービス A・居宅介護等
サービス提供地	糟屋郡・福岡市

4 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1人		1人
サービス提供責任者	介護福祉士	8人		8人
事務員		1人		1人
訪問介護員	社会福祉士		1人	1人
	介護福祉士	12人	5人	17人
	初任者研修 (またはヘルパー2級)	3人	4人	7人

5 営業日及び営業時間

24時間 ・ 365日

6 サービス内容

① 身体介護

(食事介助) 食事の介助を行います。

(入浴介助) 入浴の介助を行います。

(排泄介助) 排泄の介助、オムツ交換を行います。

(体位変換) 体位変換を行います。

(清拭) 入浴が困難なお客様を対象に身体を拭きます。

(移動介助) 通院介助等を行います。

② 生活援助

(調理) お客様の食事の用意を行います。

(洗濯) お客様の衣類等の洗濯を行います。

(掃除) お客様の居室等の掃除を行います。

(買物) お客様の日常生活必需品の買い物を行います。

(その他) お客様の衣類、寝具の交換、布団干し等を行います。

★サービスはお客様を対象としたものに限られ、上記の生活援助の場合、お客様以外の方のお食事の調理、衣類等の洗濯、買い物、お客様の居室等以外の掃除等は出来ません。

★各々のサービス内容やその実施方法等の詳細につきましては、サービス従事者までお気軽におたずねください。

7 サービス従事者

- ① サービス従事者とは、お客様に訪問介護サービスを提供する介護センターこころの職員であり、訪問介護員、そしてサービス提供責任者等が該当します。
- ② お客様の担当になる訪問介護員の選任（担当の変更を含みます）は、介護センターこころが行い、お客様が訪問介護員を指名することはできません。
介護センターこころの都合により担当の訪問介護員を変更する場合には、お客様やその御家族等に対し事前にご連絡をするとともに、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ③ お客様が、担当の訪問介護員の変更を希望する場合には、その変更希望理由を明らかにして、事業所まで申し出てください。
- ④ 介護センターこころは、お客様からの訪問介護員の変更希望による変更により、お客様及びその御家族等の介護者に対してサービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。

8 利用料金

- ① 介護センターこころの料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準じるものとし、利用者様の負担金は、国が定める介護給付費の2割負担となります。

利用料金一覧表（身体介護）

利用時間	利用料金
20分未満	368円
20分以上30分未満	550円
30分以上1時間未満	872円
1時間以上1時間30分未満	1274円

1時間30分からは、30分増すごとに+184円追加になります。

利用料金一覧表（生活援助）

利用時間	利用料金
20分以上45分未満	402円
45分以上	496円

★ 身体介護と生活援助のサービスを同時に行う場合、生活援助の利用料金は下記のとおりとなります。

身体介護に引続き生活援助を行なった場合の利用料金

身体介護に続く生活援助利用時間	利用料金
20分以上	148円
45分以上	294円
70分以上	442円

★ 利用料金は、実際にサービスの提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画に定められた訪問介護サービスの提供に要する目安の時間を基準とします。

★ 8：00～18：00通常時間以外の時間帯にサービス提供のスタート時間が行なわれた場合、上記の利用料金に、以下の通り割り増し料金が加算されます。

サービス提供時間帯	割り増し率
早朝（午前 6時00分～午前 8時00分）	25%
夜間（午後 6時00分～午後10時00分）	25%
深夜（午後10時00分～午前 6時00分）	50%

※特定事業所加算Ⅱを算定させていただいております。

※介護職員処遇改善加算として毎月のご利用額に対して13.7%増し

※介護職員等特定処遇改善加算として毎月のご利用額に対して6.3%増し

※初回加算として、初回または初回の属する月に、サービス提供責任者が自らサービス提供、又はサービス提供責任者が他のスタッフのサービス提供に同行し、200単位が加算されます。

★ 2名の訪問介護員によりサービス提供をする必要があると判断される場合には、お客様の同意を得た上で通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

② 利用者負担金

介護保険の適用になるお客様（要介護認定を受けている方）は、8条①の利用料金をお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた分に関しましては、全額自己負担となります。

（消費税は課税されません。）

③ 交通費

原則として無料です。

★ 通院介助におけるお客様の居宅と病院の往復の移動交通費（サービス従事者の移動交通費をふくみます）は、原則としてお客様の負担になります。

9 訪問介護サービス計画

訪問介護サービスに基づいて提供する「訪問介護サービス計画」を作成しお客様に同意を得た後、お客様に交付いたします。

10 キャンセル

キャンセル料に関しては、一切頂いておりません。（但し、キャンセルの場合はやむを得ない場合をのぞき、前日までに連絡して頂くものとします。）

11 お支払い方法

前月のサービス御利用分に関する利用者負担金を、介護センターところが定める翌月の期日までにお支払いいただきます。

（前月分のご利用料の請求明細書は、翌月の20日までに発行させていただきます。）

引き落とし	ゆうちょ銀行 ※担当者までお問い合わせください。
振込み	福岡銀行・西日本シティ銀行がごぞいます。 ※担当者までお問い合わせください。
集金	翌月の10日過ぎに、ご集金させていただきます。 現金にてお支払いください。

1 2 留意事項

- ① サービス提供の為にお客様の居宅において使用する水道・電気・ガス・電話等の費用は御利用者様の負担になります。
- ② 訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。

1 3 苦情処理・相談体制について

当事業所に対する苦情・相談受付連絡先は下記のとおりです。

受付担当者が受け付けた苦情や相談は面談、電話、書面により受付、苦情解決責任者は、真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に望み、対応内容も記録保存し、常に事業者として資質の向上に努めます。また、訪問介護に関する要望、その他のご相談も遠慮なくお話しください。

○苦情・相談等窓口

当施設 相談窓口	・ 窓口担当者 齋藤 小百合 ・ 苦情解決責任者 原 貴代子 ・ ご利用時間 24 時間 ・ 電話番号 092-931-5567 ・ FAX 番号 092-957-5568
各市町村窓口	<input type="checkbox"/> 篠栗町役場 092-947-1111 <input type="checkbox"/> 粕屋町役場 092-938-2311 <input type="checkbox"/> 須恵町役場 092-932-1151 <input type="checkbox"/> 宇美町役場 092-932-1111 <input type="checkbox"/> 志免町役場 092-935-1001 <input type="checkbox"/> 久山町役場 092-976-1111
国民健康保険連合会	・ 苦情相談窓口 092-642-7859

14 緊急時の連絡先

主治医、ご親族等緊急時の連絡先は、予め担当のサービス従事者より確認させていただきます。サービス提供中にお客様の容態の急変等があった場合には、該当の連絡先及び居宅介護支援事業者等へ連絡します。

またお客様に対する介護センターこころの訪問介護サービス提供に起因する賠償すべき事故が発生した場合は、所定の手続きを経て損害賠償いたします。

以上、訪問介護サービス提供にあたり、上記の通り重要事項の説明を致しました。

令和 年 月 日

介護センターこころ

管理者 齋藤 小百合

私は、本書面に基づいて事業者から訪問介護サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

お客様 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

(お客様との関係：)